

令和8年度（後期分） 授業料免除申請の手引

〔 大学院生
私費留学生 用 〕

【免除申請をする予定のない方もここだけは必ずお読みください】

- (1) 納付された授業料は、いかなる理由があっても返還しません。
- (2) ご自身が免除申請の要件を満たしているか、必ず2ページ目に記載の「2. 授業料免除申請者の要件」を確認してください。
- (3) 授業料の納付において、前期に後期分の授業料を合わせて納付した場合、後期の授業料免除は、いかなる理由があっても申請できません。
- (4) 不足書類があり、事務局が提出を要請したにもかかわらず、期日までに提出がなかった場合は、書類不備で免除申請を取り下げたものとみなします。
- (5) 本文に記載の指定期間外の申請は、原則として受け付けません。
期間内の提出が難しい場合は、事前に fukurigroup@jcom.nagaokaut.ac.jp へご連絡願います。
- (6) 次年度の授業料免除申請については、3月上旬から受付開始を予定しています。 次年度も申請を希望する場合は、案内を見逃さないようご注意ください。



長岡技術科学大学
Nagaoka University of Technology

目 次

1	はじめに	P 2
2	授業料免除申請者の要件	P 2
3	申請手続日程（期限厳守）	P 3
4	申請受付についての注意事項等	P 4
5	前後期一括申請をされた学生の皆さんへ	P 5
6－1	後期分授業料免除申請書類（日本人大学院生）	P 6
6－2	後期分授業料免除申請書類（私費外国人留学生）	P10
7	各種奨学金	P12
8	問い合わせ先等	P13
9	その他	P14

1 はじめに

授業料の免除は、「本学独自の授業料免除制度」（以下「独自制度」という。）と「高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金の支給と併せて授業料等減免を受けることができる制度）」の2つの制度により、対象者別に実施しています。本要項は、独自制度に関するもので、本学大学院生及び私費外国人留学生在が対象です。下記の「**2 授業料免除申請者の要件**」に該当する場合に申請することができ、半期（前期（4月1日～9月30日）／後期（10月1日～翌年3月31日））ごとに実施する審査によって選考の上、それぞれ許可決定を行い、各期分の全額（267,900円）又は半額（133,950円）を免除する制度です。

（学力基準・家計基準及び授業料免除予算内で実施しますので、申請者数、申請者全体の家計状況等により、前期と後期が同じ結果になるとは限りません。）

2 授業料免除申請者の要件

次のNo. ①～③のいずれかに該当する本学大学院生及び私費外国人留学生在は、授業料免除を申請することができます。

No.	要件
①	経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、 <u>学業が優秀※1</u> と認められる場合
②	令和8年4月1日以降（ただし、新入生は入学前1年以内）に、学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。私費外国人留学生在の場合は学生本人）が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等（火災・地震等を含む）の災害を受け※2、授業料の納付が著しく困難であることが認められる場合
③	社会情勢の影響等、学生本人の責に帰すことのできない事由により修学の継続が困難であることが認められる場合※3

※1 本学が定める学力基準を満たした者を学業優秀と認めます。学力基準を満たしていない者が申請しても、不許可となりますのでご注意ください。

※2 学資負担者が災害救助適用地域に居住し、風水害等の災害を受けた世帯に対し、入学料・授業料の全額又は半額を免除及び入学料を徴収猶予することがあります。希望者は、「**4 申請受付についての注意事項**」の6.に記載の必要書類を併せて提出してください。）なお、この場合「学力基準」は適用しません。

※3 私費外国人留学生在で、No. ③の要件により申請する場合、指導教員（指導教員が決定していない場合はクラス担当教員、課程主任、専攻主任）からの推薦書（「**私費外国人留学生在授業料免除推薦書**」）の提出が必要です。（**6-2**Ⅱ.⑧参照）

ただし、次のいずれかに該当する場合、授業料免除の選考の対象としません。

No.	授業料免除選考の対象外となる要件
①	当該期分の授業料を納付済の者※4
②	<u>留年している者又は標準修業年限を超えた者※5</u>
③	留学生で、入学後に国や政府から奨学金を受給予定の者、又は国や政府から既に奨学金を受給している者

※4 納付された授業料は、いかなる理由があっても返還しません。

※5 病気による長期療養(半年以上)等といった特別な事情がある場合、指導教員（指導教員が決定していない場合はクラス担当教員、課程主任、専攻主任）からの推薦書（日本人学生は奨学支援係へ「**日本人学生授業料免除申請に係る推薦書**」をメールにより依頼し所定様式を入手してください。／留学生は**6-2**Ⅱ.⑧参照を参照してください。）の提出が必要です。審査により免除申請の対象とする場合があります。

3 申請手続日程（期限厳守）

次の日程により申請を受け付けますので、必要書類を揃え、指定の期間内に学生支援課7番窓口（事務局2号棟1階）へ直接提出いただくか、郵送により提出してください。（郵送の場合、申請書類受付期間必着（②参照））

① 授業料免除申請手続案内開始
（学内掲示及びHP掲載）



② 申請書類提出

申請書類受付期間：令和8年9月1日～9月18日

※期限厳守！

【②の提出方法】

- ・ 郵送の場合 （簡易書留又はレターパック等、追跡できるもので郵送のこと）
〒940-2188 新潟県長岡市上富岡町1603-1
長岡技術科学大学学生支援課奨学支援係 宛
- ・ 持参の場合 学生支援課7番窓口（事務局2号棟1階）
（窓口対応時間：土・日曜日、祝日を除く9時～17時）

※ 17時以降の訪問はご遠慮ください

③ 結果通知

通知時期：令和8年12月上旬頃（予定）

【結果通知書について】

メールで通知する予定です。学内掲示板等に結果通知の連絡及び受け渡し方法を掲載しますので確認してください。

※結果通知の方法に変更が生じる場合は、別途お知らせします。

④ 令和8年度後期授業料の納入

「半額免除」「不許可」の通知を受けた者は、**2月末日までに授業料を納入する必要があります。**納入方法については財務課経理係より追ってご連絡いたします。

4 申請受付についての注意事項等

1. やむを得ない事情により、定められた期限までに書類の提出が困難な場合は、期限までに奨学支援係（fukurigroup@icom.nagaokaut.ac.jp）へ事前に連絡し、手続きに関する指示を受けてください。

事前の連絡なく、期限経過後に提出された書類は原則受け付けません。

上記に関わらず、「**授業料免除提出書類チェックリスト**」「**授業料免除願**」「**家庭調書**」の3点（私費外国人留学生の場合は、上記3点に加えて「**奨学金受給状況報告書**」を含めた計4点）は必ず**3 申請手続日程（期限厳守）②に記載の申請書類受付期間内に提出する必要がありますので、ご注意ください。**

ただし、**令和8年度前期の授業料免除申請において、「前後期一括申請」を行った場合は、提出書類が異なりますので、5 前後期一括申請をされた学生の皆さんへご確認ください。**

2. 期限までに事前の連絡なく提出期限までに書類を提出しなかった者は、書類不備とし原則として選考対象から外しますので、ご注意ください。
3. 申請書類受理後、記載内容や添付書類の内容についての確認のため、大学から連絡することがあります。また、書類の追加提出を求めることがあります。電話やメールで連絡を受けた場合は、指示に従ってください。不足書類があり、提出を要請したにも関わらず提出がなされなかった場合は、書類不備で免除申請を取り下げたものとみなします。
4. 授業料免除申請書類を郵送する場合は、申請書類受付期間内に間に合うように書類を準備の上、簡易書留やレターパックなど追跡可能な方法で郵送してください。
5. 入学料免除・徴収猶予、授業料免除、奨学金等に係る新着情報は、学内掲示及び以下のURL又はQRコードからも確認いただけます。ご自身で学内掲示や次に案内する本学HPをこまめに確認するようにしてください。

<https://www.nagaokaut.ac.jp/for-students/news/tuition-tuition-exemption-scholarships/index.html>

（本学 HP>HOME>在学生向け情報（ニュース）>在学生向けお知らせ >学費・奨学金・助成）



6. **令和8年4月1日～令和8年9月30日の間（ただし、新入生は入学前1年以内）に、学資負担者が災害救助適用地域に居住し、風水害等の災害を受けた世帯に対し、入学料・授業料の全額又は半額を免除、及び入学料を徴収猶予することがあります。**免除又は徴収猶予を受けようとする者は申請書類の他に以下の書類を提出してください。

※私費外国人留学生の場合、学資負担者は留学生本人で、日本国内における風水害等の災害に限ります。

- (1) **市区町村発行の罹災(りさい)証明書の写**（家屋の損失の度合がわかるもの）（**6-1** II. ⑳参照）
- (2) **災害を受けた住宅、家財等の損害の申告書**（本学 HP 掲載の所定様式）

5 前後期一括申請をされた学生の皆さんへ

1 はじめにに記載のとおり、授業料免除の審査は半期（前期・後期）ごとに行いますので、7月下旬にお知らせした令和8年度前期授業料免除の結果は、あくまでも令和8年度前期分のみの免除結果です。前期と後期で必ずしも同じ結果になるとは限りませんのでご承知おきください。

また、令和8年度前期に「前後期一括申請」をしている場合でも、提出を必要とする書類があります。

以下の内容をよく確認の上、定められた申請期間中に必要書類を提出してください。

1. 令和8年度後期も引き続き授業料免除を希望する場合

提出する書類

書類の名称 等
① 家計状況の変更事項申告書 （HP掲載の所定様式をご使用ください）※ 6-1 4. 参照
注意事項等 ◆令和8年度後期授業料免除申請期間中に提出してください。 ◆令和8年10月1日を基準に申告してください。 ◆令和8年度前期から家計状況に変更等がない場合、申告書の「変更ありません」に☑をして提出してください。 ◆令和8年度前期から家計状況に変更等がある場合、申告書の「変更があります」に☑をし、実際に変更があった事項に☑をして提出してください
② 変更があった事項の証明書 （該当事項がある場合のみ、必要書類を併せて提出してください）
注意事項等 ◆令和8年度後期授業料免除申請期間中に提出してください。 ◆実際に変更があった事項を証明する書類については6-1「Ⅱ.世帯に該当者がいる場合に提出する書類」を参照し、申告書と併せて提出してください。 （例）父が転職した⇒父の最近3か月分の給与明細の写しを提出 「家計状況の変更」とは？ 同一生計の家族の…（本人アルバイトを含む）就職・転職・退職・倒産／死亡・離別・結婚・独立／退学・転学／長期療養者・障害者の増減／住所変更／災害の被害にあった／その他収入の大幅な増減 等
③ その他の添付書類 （該当事項がある場合のみ、必要書類を併せて提出してください）
注意事項等 ◆令和8年度後期授業料免除申請期間中に提出してください。 ◆令和8年度前期申請時に雇用保険受給者がいた場合、申告書の【確認事項】にある「雇用保険受給者がいた」に☑をして提出してください。 ◆後期授業料免除申請時点の雇用保険受給資格者証（第1面～第4面）の写しを申告書と併せて提出してください。

2. 令和8年度前期に「前後期一括申請」したが、令和8年度後期の授業料免除申請を希望しない場合

提出する書類

書類の名称 等
① 授業料免除前後期一括申請 後期分取下書 （HP掲載の所定様式をご使用ください）※ 6-1 4. 参照
注意事項等 ◆令和8年度後期授業料免除申請期間中に提出してください。

6-1 後期分授業料免除申請書類（日本人大学院生）

- 令和8年度前期の授業料免除申請時において、「前期のみ」を選択した場合、または、令和8年度後期に新規で授業料免の申請をした場合に、提出が必要となる書類は次のとおりです。
「前後期一括申請」をされた場合は、提出書類が異なりますので、5 前後期一括申請をされた学生の皆さんへ
ご確認ください。申請書類に不備がないよう早めに必要書類を取り寄せて、よく確認の上、提出してください。なお、家庭の状況を確認するため、追加で書類の提出を求められることがあります。
- 申請書類の内容は下記の注意事項等や各項目において特段の記載がない限り、**在学生は令和8年10月現在、新入生は9月現在（入学後）**の状況を基準としてご記入ください。（学年や所属等も同様です。）また、申請書類で自署を求める項目以外は直接入力で構いません。
- 申請書類は原則として返却しません。
- 申請手続に必要な所定様式は、以下の本学 HP の URL 又は QR コードからアクセスの上、ダウンロードしてください。また、本制度についてもご確認いただけます。

<https://www.nagaokaut.ac.jp/student/tuition/tuition-fee-waiver-d/index.html>

（本学 HP>HOME>教育・学生支援 >経済的支援 >授業料免除制度（私費外国人留学生・大学院生の方）



1. 全員が申請時に提出する書類

書類等の名称 等
① 令和8年度後期授業料免除提出書類チェックリスト※ (HP 掲載の所定様式をご使用ください)
注意事項等 ◆学籍番号は在学生及び学内進学者のみ記入してください（進学後も学籍番号は変わりません）。学外からの新入生は記入不要です。 ◆提出する書類の「提出」欄に○を記入してください。 ◆「提出書類」欄に「(本人・父・母…)」等の続柄の記載がある書類については該当する続柄に○を付けてください。
② 授業料免除願※ (HP 掲載の所定様式をご使用ください)
注意事項等 ◆申請者(学生)本人及び保証人の氏名欄は、それぞれ自筆で記入してください。同じ筆跡と思われるものは申請を受け付けません。 ◆保証人欄は、特別の事情がない限り父母のいずれかを選んでください。 ◆住所欄は、申請時点の現住所とし都道府県名から正確に記入してください。アパート名・部屋番号も省略しないでください。 （新入生で、申請時点において転居予定先が決定している場合は転居予定先の住所を記入してください。） ◆理由欄は、申請者本人が具体的に記入してください。
③ 家庭調書※ (HP 掲載の所定様式をご使用ください)
注意事項等 ◆太線枠内は記入しないでください。 ◆「就学者を除く家族」欄は、同一生計を営む就学者以外の家族全員を記入してください。世帯が分かれていても同一住所に住んでいる場合は原則として同一生計とみなします。 ※ 住民票上同一住所であるが、何らかの理由により同一生計ではない家族がおり、生計が別であることを申立てたい場合は、 6-1Ⅳ. に記載の「生計を一にしない家族に関する申立書」 等を併せて提出してください。 ※ 申請者(学生)本人が独立生計であることを申立てたい場合は、6-1Ⅲ. に記載の「独立生計者申立書」 等を併せて提出してください。 ◆父又は母が死亡・離婚・別居の場合は、理由とその年月を「職業・勤務先」欄及び特別控除関係の「母子・父子世帯」欄に記入し

てください。(6-1Ⅱ.⑬参照)

◆令和7年1月以降に就職・退職した者がいる場合は会社名と就職(退職)年月も記入してください。(6-1Ⅱ.⑧⑫⑬参照)

◆「本人を除く就学者」欄は、家族に就学者がいる場合に記入してください。(6-1Ⅱ.⑨⑩⑪参照)

「設置区分」「在学学校の種別」「通学区分」の該当する数字に○印を付け、「在学学校名」を正確に記入してください。**就学者が高校生以上の場合、在学学校の情報については提出書類の在学証明書の内容と一致することを確認してください。それ以外の本人を除く就学者は、6-1 2.に記載の年月を基準として記入してください。**

◆「収入状況」欄は、給与所得者の場合は源泉徴収票の支払金額を給与以外の所得者の場合は確定申告書の所得金額を千円未満の端数を切り捨てて記入してください。なお、令和7年1月以降に就職・転職した者の収入(見込)金額は記入しないでください。(6-1Ⅱ.⑥⑦⑭参照)

◆「本人の奨学金受給状況」欄は、**今年度受給中、又は採用が決定している奨学金**について記入してください。申請予定又は申請中の奨学金を記入する必要はありません。

◆「障害者のいる世帯」欄は、続柄及び手帳番号について、障害者手帳や介護保険被保険者証、医師の証明書により記入してください。(6-1Ⅱ.⑥⑬⑭参照)

◆「長期療養者のいる世帯」欄は、6か月以上療養中又は療養を要する者の続柄及び療養開始年月を記入してください。(6-1Ⅱ.⑩参照)

◆「火災・風水害等の被害を受けた世帯」欄は、罹災証明書等により簡潔に記入してください。(6-1Ⅱ.⑳参照)

④ 住民票(世帯全員の表示がありマイナンバーの記載がないもの)

注意事項等

◆住民票は**令和8年7月～9月に発行したもの**に限り受理します。

◆世帯主名、続柄、筆頭者名は省略しないでください。

◆主たる家計支持者と生活をともにしている家族全員が記載され、且つ、マイナンバーの記載がないものを提出してください。

「世帯全員の住民票」と表示がないものは認められません。世帯が分かれていても同一住所に住んでいる場合は同一生計とみなしますので、すべての世帯の住民票が必要です。

※ 住民票上同一住所であるが、何らかの理由により同一生計ではない家族がおり、生計が別であることを申立てたい場合は、

6-1Ⅳ.に記載の「生計を一にしない家族に関する申立書」等を併せて提出してください。

◆**就学のために住民票を移している者(申請者本人・兄弟等)の住民票は必要ありません。**

◆申請者本人が独立生計者の場合は、本人(配偶者含む)の住民票及び本人の父母等の家族全員の住民票が必要です。

※ 申請者本人(配偶者含む)と父母等が別居していることを確認します。

6-1Ⅲ.に記載の「独立生計者申立書」等も併せて提出してください。

◇9月入学者で、入学料免除・徴収猶予、授業料免除いずれも申請する場合には**授業料免除申請の方に写しを提出で構いません。**

⑤ 令和8年度(令和7年分)の所得証明書[課税(非課税)証明書]

注意事項等

◆同一生計を営む**申請者本人を含む18歳以上の家族全員**(高等学校・高等専門学校以下の就学者は除く)の所得証書が必要です。

◆**所得のない者も所得金額「0円」と記載のある証明書が必要です。金額欄が「*」や「空白」のものは認められません。**

市区町村の窓口にて「**収入金額、扶養控除人数、税額(※所得割額必須)**の記載がある**所得証明書**」と伝えて発行してもらってください。ただし、市区町村によって**税額の記載された所得証明書が発行できない場合は、別途「課税(非課税)証明書」**も併せて提出してください。

◆申請者(学生)本人が独立生計者の場合は、本人(配偶者含む)の**所得証明書のみ提出してください。**

6-1Ⅲ.に記載の「独立生計者申立書」等も併せて提出してください。

◇9月入学者で、入学料免除・徴収猶予、授業料免除いずれも申請する場合には**授業料免除申請の方に写しを提出で構いません。**

※ 上記①～③の書類は「**4 申請受付についての注意事項**」1.に記載のとおり**必ず受付期間内に提出する必要があります。**

Ⅱ. 世帯に該当者がいる場合に提出する書類

区分	対象	証明書等	発行先等
年金所得	⑥ 遺族年金・障害者年金受給者	年金振込通知書の写し等(最新の年金の振込額が記載されているもの。) ※振込通知書の場合は、年間の支払回数を余白に記入のこと。	市区町村役場 都道府県保険課 社会保険庁 等
給与所得(アルバイト含む)	⑦ 申請者本人が実施予定(又は継続予定)のアルバイトがあり、今後1年間で104万円以上の収入が見込まれる者	アルバイト等収入証明書(本学 HP 掲載の所定様式を使用すること)	アルバイト先
	⑧ 令和7年1月以降に就職・転職した者	以下、①・②のいずれかを提出すること。 ① 給与明細書の写し(直近3か月分)(賞与の有無・見込を余白に明記のこと) ② 年収見込証明書(賞与の有無・見込を余白に明記のこと)	勤務先
就学者	⑨ 長岡技術科学大学在学者(申請者本人以外)	(証明書不要) ※該当者の学籍番号を報告すること。	—
	⑩ ⑨以外の高校生以上の就学者	在学証明書(令和8年7月～9月の日付で証明してもらい、速やかに提出すること。) ※9月入学者で授業料免除申請も希望する場合、入学料免除・徴収猶予申請時に原本、授業料免除申請時に写しを提出で構いません。	在学学校
	⑪ ⑨及び⑩以外の就学者	(証明書不要)	—
無職の人	令和7年1月以降に退職等した者で以下のいずれかに該当する場合		
	⑫ 失業者(失業保険受給者)	雇用保険受給資格者証(第1面～第4面)の写し ※無職無収入であっても所得証明書を提出すること。	公共職業安定所(ハローワーク)
	⑬ ⑫以外の無職の者	※家庭調査に記載の「就学者を除く18歳以上の家族」のうち、 <u>所得証明書[課税(非課税)証明書]</u> により無職・無収入(収入が0円)であることが確認できない者が対象(障がい者は対象外)。 無職・無収入申立書(本学 HP 掲載の所定様式を使用すること。)	本学 HP
その他	⑭ 生活保護受給世帯	生活保護受給証明書、生活保護決定(変更)通知書の写し(最新の受給額が記載されているもの)	社会福祉事務所
	⑮ 傷病手当金受給者	傷病手当金通知書(保険給付金支給決定通知書)の写し ※通知書の写しは受給期間確認のため、支給開始月から直近で通知されたものまで写しを提出すること。	健康保険組合
	⑯ 障がい者のいる世帯	次のいずれか一点を提出すること。 ① 身体障害者手帳の写し ② 介護保険被保険者証(要介護3以上)の写し ③ 被爆者健康手帳の写し ④ 精神障害者保健福祉手帳の写し ⑤ 療育手帳の写し	市区町村役場
	⑰ 「要介護認定」又は「要支援認定」を受け、 <u>6か月以上</u> 状況が継続している者	要介護認定・要支援認定等結果通知書の写し ※⑯～⑰を提出される場合は提出不要	市区町村役場

その他	⑱ 長期療養者 (申請時現在、 <u>6 か月以上療養中の者又は今後 6 か月以上の療養を必要と認められる者</u>)	医師の診断書・治療計画書等 ※診断書には「いつ頃から発病したか」「現在の状況」「今後の治療の見通し」「治療を行う診療科」の 4 点について記載を受けること。	医療機関等
	⑲ 令和 8 年 4 月 1 日以降(新入生は入学前 1 年以内)に学資負担者が死亡した世帯	死亡診断書又はそれを証明できる書類の写し	医療機関等
	⑳ 令和 8 年 4 月 1 日以降(新入生は入学前 1 年以内)に火災・地震・風水害等の被害を受けた世帯	罹災証明書(市区町村発行)の写し及び災害を受けた住宅・家財等の損害の申告書(本学 HP 掲載の所定様式を使用すること)、保険金支払証明書、修繕費等の領収書の写し	市区町村役場 消防署 保険会社 等

Ⅲ. 申請者本人が「独立生計者」として申請する場合に必要な書類

上記Ⅰ. ～Ⅱ. に掲げる書類の他に、以下の書類が必要です。

◆申請者本人が筆頭の健康保険被保険者証の写し(国民健康保険の場合は申請者本人が世帯主)

◆独立生計者申立書(本学 HP 掲載の所定様式を使用すること)

- ・氏名欄以外は所定様式に直接入力いただいても構いません。
- ・申立者情報欄の所属・学年は、**新入生：令和 8 年 9 月現在(入学後)、在学生：令和 8 年 10 月現在**のものを記入してください。
- ・申請者欄の住所は、申請者本人が独立生計を営む場所の住所を記入してください。
- ・独立生計者申立書内に記載の「提出書類等」を確認の上、該当する書類を提出してください。

【申請条件】

独立生計者として申請する場合は、**新入生：令和 8 年 9 月現在(入学後)、在学生：令和 8 年 10 月現在**において以下の事項を全て満たしていること。

※3. については(1)～(3)のいずれかに該当すること

1. 所得税法上及び健康保険上、父母等の扶養家族ではないこと
2. 本人(及び配偶者)の父母等と別居していること
3. (1) 本人(又は配偶者)に**年間 123 万円を超える**収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明が発行されること
(2) 本人に今年度の収入(奨学金やアルバイト等を含めた総額)が**年間 123 万円を超える**見込みがあること
(3) 本人が本学へ入学時に退職(又は休職等)し無収入となった者で、就労時の預貯金により生活を行っており、その預金残高が**123 万円を超えていること**

Ⅳ. 住民票上同一住所であるが、生計が別であることを申立てたい家族がいる場合に必要な書類

上記Ⅰ. ～Ⅲ. に掲げる書類の他に、以下の書類が必要です。

◆水道光熱費の領収書の写し(生計を一にしない家族に関する申立書内の 2. で選択した申立人の「現在の状況」により、「申立人分のみ」、又は「申請学生の家族と併せて 2 世帯分」が必要)

◆生計を一にしない家族に関する申立書(本学 HP 掲載の所定様式を使用すること)

- ・氏名欄以外は所定様式に直接入力いただいても構いません。
- ・申請者欄の所属・学年は**新入生：令和 8 年 9 月現在(入学後)、在学生：令和 8 年 10 月現在**のものを記入してください。

◆申立人の住民票及び所得証明書の提出、家庭調書への記入等は省略しないでください。

◆扶養義務者の単身赴任等は対象外となりますので、ご注意ください。

6-2 後期分授業料免除申請書類（私費外国人留学生）

- 令和8年度前期の授業料免除申請時において、「**前期のみ**」を選択した場合、または、**令和8年度後期に新規で授業料免の申請**をした場合に、提出が必要となる書類は次のとおりです。
「**前後期一括申請**」をされた場合は、**提出書類が異なりますので、5 前後期一括申請をされた学生の皆さんへご確認ください。**申請書類に不備がないよう早めに必要書類を取り寄せて、よく確認の上、提出してください。なお、家庭の状況を確認するため、追加で書類の提出を求めることがあります。
- 申請書類の内容は下記の**注意事項等**や各項目において特段の記載がない限り、**在学生は令和8年10月現在、新入生は9月現在（入学後）**の状況を基準としてご記入ください。（学年や所属等も同様です。）また、申請書類で自署を求める項目以外は直接入力で構いません。
- 申請書類は原則として返却しません。
- 申請手続に必要な所定様式は、以下の本学 HP の URL 又は QR コードからアクセスの上、ダウンロードしてください。また、本制度については**6-1**4. に記載の URL 又は QR コードからご確認ください。

<https://www.nagaokaut.ac.jp/e/student/tuition/tuition-fee-waiver-b/index.html>

(NUT Website (English Version) > Student > Financial Support > Tuition Fee Exemption system)



1. 全員が申請時に提出する書類

書類等の名称 等
① 令和8年度後期授業料免除提出書類チェックリスト※ (HP 掲載の所定様式をご使用ください)
注意事項等 ◇学籍番号は学内進学者のみ記入してください(進学後も学籍番号は変わりません)。学外からの新入生は記入不要です。 ◇青枠内のみご記入ください。所定様式に直接入力いただいても構いません。
② 授業料免除願※ (HP 掲載の所定様式をご使用ください)
注意事項等 ◇申請者(学生)本人の氏名欄は、自筆で記入してください。それ以外は所定様式に直接入力いただいても構いません。 ◇住所欄は、申請時点の現住所とし都道府県名から正確に記入してください。アパート名・部屋番号も省略しないでください。 (新入生で、申請時点において転居予定先が決定している場合は転居予定先の住所を記入してください。) ◇保証人欄は、記入不要です。 ◇理由欄は、申請者本人が具体的に記入してください。
③ 家庭調書※ (HP 掲載の所定様式をご使用ください)
注意事項等 ◇ <u>太線枠内は記入しないでください。</u> また、所定様式に直接入力いただいても構いません。 ◇日本に家族がいない場合、次の項目のみ記入してください。
1. 氏名欄 (以下、該当がある場合のみ記入してください。) 2. 収入状況の本人欄 3. 本人の奨学金状況欄
◇日本に家族が住んでいる場合(学生本人が結婚し、配偶者が日本にいる場合を含む)、上記 1. ～3. の他、次の項目についてご記入ください。

4. 「就学者を除く家族」欄は、日本に住んでいる家族のみ記入してください。本国にいる家族は記入しないでください。
令和6年1月以降に就職・退職した者がいる場合は会社名と就職(退職)年月も記入してください。(6-1Ⅱ.⑧⑫⑬参照)
5. 「本人を除く就学者」欄は、日本に住んでいる家族に就学者がいる場合に記入してください。「在学学校名」を正確に記入してください。在学学校の情報は、提出書類の在学証明書の内容と一致するようにしてください。(6-1Ⅱ.⑨⑩⑪参照)
- ※日本に住んでいる家族全員の住民票の提出が必要**です。(詳細は6-2Ⅱ.⑤参照)
6. 「収入状況」欄は、日本に住んでいる家族のうち、給与所得者の場合は源泉徴収票の支払金額を給与以外の所得者の場合は確定申告書の所得金額を千円未満の端数を切り捨てて記入してください。なお、令和7年1月以降に就職・転職した者の収入(見込)金額は記入しないでください(該当する場合は、奨学支援係へご連絡ください)。
- ※日本に住んでいる18歳以上の家族に収入がある場合は、所得証明書の提出が必要**です。(詳細は6-2Ⅱ.⑥参照)
7. 「本人の奨学金受給状況」欄は、今年度受給中、又は採用が決定している奨学金について記入してください。申請予定又は申請中の奨学金を記入する必要はありません。

④ 奨学金受給状況報告書※(HP掲載の所定様式をご使用ください)

注意事項等

◇必要事項を記入の上、提出してください。所定様式に直接入力いただいても構いません。

◆9月入学者で、入学料免除・徴収猶予、授業料免除いずれも申請する場合には授業料免除申請の方に写しを提出で構いません。

※上記①～④の書類は「4 申請受付についての注意事項」1.に記載のとおり必ず受付期間内に提出する必要があります。

Ⅱ. 該当がある場合に提出する書類

⑤ 住民票(日本に住んでいる家族全員分)

注意事項等 ※日本に住んでいる家族がいる場合のみ提出

◇住民票は**令和8年7月～9月に発行したもの**に限り受理します。

◇在留資格は省略しないでください。また、マイナンバーの記載がないものを提出してください。

◆9月入学者で、入学料免除・徴収猶予、授業料免除いずれも申請する場合には授業料免除申請の方に写しを提出で構いません。

⑥ 令和8年度(令和7年分)の所得証明書[課税(非課税)証明書]

注意事項等 ※日本に住んでいる家族がいる場合のみ提出

◇**申請者本人を含む18歳以上の家族全員**(高等学校・高等専門学校以下の就学者は除く)の所得証書が必要です。

ただし、新入生(学内進学者を除く)分の所得証明書は不要です。

◇**所得のない者も所得金額「0円」と記載のある証明書が必要です。金額欄が「*」や「空白」のものは認められません。**市区町村の窓口にて**「収入金額、扶養控除人数、税額(※所得割額必須)の記載がある所得証明書」と伝えて発行してもらってください**。ただし、市区町村によって税額の記載された所得証明書が発行できない場合は、別途**「課税(非課税)証明書」**も併せて提出してください。

◆9月入学者で、入学料免除・徴収猶予、授業料免除いずれも申請する場合には授業料免除申請の方に写しを提出で構いません。

⑦ アルバイト等収入証明書(HP掲載の所定様式をご使用ください)

注意事項等 ※該当する場合のみ提出

◇申請者本人が実施予定(又は継続予定)のアルバイトがあり、今後1年間で104万円以上の収入が見込まれる場合に提出する必要があります。アルバイト先に所定様式を提出し、書類の作成を依頼の上、本学へ提出してください。

⑧ 私費外国人留学生授業料免除推薦書(HP掲載の所定様式をご使用ください)

注意事項等 ※該当する場合のみ提出

◇「2 授業料免除申請者の要件」No.③及び②※5の要件により申請する場合、指導教員からの推薦書の提出が必要です。推薦書の5.その他特記事項等欄にNo.③及び②※5の要件に係る事項を具体的に記入してください。

7 各種奨学金

1. 日本学生支援機構奨学金 (JASSO) の貸与奨学金 (日本人学生向け)

令和8年9月上旬頃に学内掲示及び本学 HP によりお知らせしますので、以下 URL 又は QR コードからアクセスの上、ご確認ください。

<https://www.nagaokaut.ac.jp/student/tuition/loan-scholarship/index.html>

(本学 HP>HOME>教育・学生支援>経済的支援>日本学生支援機構>貸与奨学金)



2. 長岡技術科学大学基金奨学金

この奨学金は本学における学生支援の一環として、企業、個人、同窓生及び教職員等から寄付された資金を基に、本学学生の修学を支援することを目的に設立された、本学独自の奨学金給付制度です。下記のような家計急変などにより、修学が困難となった者に対して奨学金を給付します。申請を希望する場合は、学生支援課奨学支援係までお問い合わせください。

(給付要件) ①学資を主として負担している者 (以下「学資負担者」という。外国人留学生の場合は学生本人) が死亡又は破産した者

②学資負担者の家屋が、地震、水害、火災等により、全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水、全焼又は半焼のいずれかとなった者

③学資負担者が失職 (雇用期間満了や自己都合による離職を除く) した者

※ 事由発生から6か月以内に申請してください。

※ 外国人留学生は日本国内における風水害等の災害によるものに限りです。

その他、本学独自の奨学金制度については、本学 HP に掲載しています。興味のある方は、以下の URL 又は QR コードからアクセスの上、ご確認ください。

<https://www.nagaokaut.ac.jp/student/tuition/scholarship-program-unique/index.html>

(本学 HP>HOME>教育・学生支援>経済的支援>本学独自の奨学金給付制度>長岡技大基金)



3. 地方公共団体・財団等の奨学金

本学に通知のあったものについて、以下の本学 HP に随時掲載しています。以下の URL 又は QR コードからアクセスの上、ご確認ください。新入生は、以下よりご自身でダウンロードできないものに限り、HP に掲載の所定様式を提出することにより、メールにて要項等を送付いたします。

<https://www.nagaokaut.ac.jp/student/tuition/scholarship-program/index.html>

(本学 HP>HOME>教育・学生支援>経済的支援>地方公共団体・民間育英財団の奨学事業)



在学生は、ILIAS (イリアス) に掲載していますので、以下の URL 又は QR コードからアクセスの上、ご自身で、必要とする要項等をダウンロードしてください。

https://cera-e1.nagaokaut.ac.jp/ilias/ilias.php?baseClass=ilrepositorygui&ref_id=1

(ILIAS>リポジトリ>奨学金情報)



また、各都道府県・市町村で奨学制度を設けているところがありますので、希望する場合は、それぞれ出身地の教育委員会等に照会してください。なお、奨学財団によっては日本学生支援機構や他団体等の奨学金との併用貸与等を認めていない場合もありますので出願に際しては注意してください。

4. 留学生向けの奨学金は、8 問い合わせ先 2. に記載の留学生支援係へお問い合わせください。

8 問い合わせ先等

1. 入学料免除・徴収猶予申請及び授業料免除申請については、以下へお問い合わせください。

担当	国立大学法人長岡技術科学大学 学生支援課 奨学支援係
住所	〒940-2188 新潟県長岡市上富岡町 1603-1
Mail	fukurigroup@jcom.nagaokaut.ac.jp ※ 本学から申請者宛てに、このアドレスから連絡することがありますので、連絡があった場合は 確実に対応できるようにしてください。
TEL	0258-47-9254 ※ 本学から申請者宛てに、この番号から連絡することがありますので、事前にスマートフォンに 登録するなどして、連絡があった場合は確実に対応できるようにしてください。
対応 時間	土・日曜日、祝日を除く 9 時～17 時 ※ 可能な限り Mail によりお問い合わせください。 ※ 17 時以降の窓口訪問はご遠慮ください。

2. 留学生の奨学金については、以下へお問い合わせください。

担当	国立大学法人長岡技術科学大学 学生支援課 留学生支援係
Mail	ryugaku@jcom.nagaokaut.ac.jp
TEL	0258-47-9285

3. 入学料免除・徴収猶予申請及び授業料免除申請のために提出された書類に記載された個人情報については、法令に基づく場合を除き、入学料免除・徴収猶予申請及び授業料免除に係る関係業務以外の目的のために利用又は提供することはありません。

9 その他

1. 学力基準について

学力基準は、修得単位数及び成績区分の両方で基準を満たしていることが必要です。

学 年		修 得 単位数	成 績 区 分	
学 部 学 生	第 1 学年	—	入学者選抜試験に合格した者	
	第 2 学年	3 3	前学年までのGPAが1.60以上の者	
	第 3 学年 (第 1 学年入学)	6 6	前学年までのGPAが1.60以上の者	
	第 3 学年 (編入学者)	—	入学者選抜試験に合格した者	
	第 4 学年	3 2	前学年までのGPAが1.60以上の者	
大 学 院 学 生	修 士 課 程	第 1 学年	—	入学者選抜試験に合格した者
		第 2 学年	1 5	前学年までのGPAが1.60以上の者
	博 士 後 期 課 程	第 1 学年	—	入学者選抜試験に合格した者
		第 2 学年	6	前学年までのGPAが1.60以上の者
		第 3 学年	1 0	前学年までのGPAが1.60以上の者

※第 4 学年に係る修得単位数は前学年の修得単位数の集計値とします。

※GPAは、履修案内に記載の成績評価に基づき算出されます。なお、計算式は次のとおりです。

$$\text{GPA} = \frac{[\text{Sの単位数合計}] \times 4 + [\text{Aの単位数合計}] \times 3 + [\text{Bの単位数合計}] \times 2 + [\text{Cの単位数合計}] \times 1 + [\text{Dの単位数合計}] \times 0}{\text{全履修科目の単位数合計}}$$

2. 家計基準は、**6-1** 4. に記載の本学 HP の URL 又は QR コードからご確認いただけます。

3. 提出書類チェックリストの記載例は以下のとおりです。様式は2. と同様のページからご確認ください。

記入例

令和8年度後期授業料免除 提出書類チェックリスト

Document Checklist for Tuition Fee Exemption for the second semester

令和8年 9月 2日

1.提出書類の不明な点は、学生支援課奨学支援係(fukurigroup@jcom.nagaokaut.ac.jp)(0258-47-9254)へお尋ねください。

2.提出書類の「提出」欄に○印を記入し、この提出書類チェックリストを一番上にして、番号順に揃えて提出してください。ただし「家計状況の変更事項申告書」又は「授業料免除前後一括申請 後期分取下げ書」のみ提出の場合、チェックリストの提出は不要です。

3.提出書類欄に「(本人・父・母…)」等の続柄の記載がある書類については、該当する続柄に○を付けてください。

区分(Program)

学年(Grade)

所属(Major)

学籍番号(Student ID Number)

氏名(Name)

学部・**博士**
(B・M・D)

1
(9月以降の学年)

機械工学分野

251234567
(学籍からの新入生は記入不要)

長岡 太郎

本人アルバイト(Part-time job)

出身学校卒業・修了年月(Graduation period)

新入生New student: 令和8年9月1日時点(As of September 1, 2026)
在学生enrolled or registered student: 令和8年10月1日時点(As of October 1, 2026)

☒ 令和8年8月
(August.2026)

☐ その他
(Other)

年
(yy)

月
(mm)

International students fill in only columns above.

※下の太枠内は学生支援課が記入

区分	No.	提出書類	注意事項等	提出	受付	不足	提出期限	提出日
後期のみ申請								
前後期一括申請								
一方を提出	1	家計状況の変更事項申告書	家計状況の変更の有無を申し、変更があった事項にチェックの上提出のこと ※No1の書類のみ提出の場合、このチェックリストの提出は不要					
	2	授業料免除前後一括申請 後期分取下げ書	今年度後期授業料免除申請を取り下げる場合のみ提出のこと ※No2の書類を提出する場合、このチェックリストの提出は不要					
全員が提出	3	【本学様式】授業料免除願	今年度前期授業料免除申請時に一括申請をしている場合は提出不要	○			/	/
	4	【本学様式】家庭調書	留学生は日本にいる家族のみ記入のこと	○			/	/
全員が入学	5	住民票(世帯全員のもの) (本人・父・母・祖父・祖母・兄・弟・姉・妹)	留学生は、日本に家族がいる場合のみ提出のこと	○			/	/
	6	令和6年分の所得証明書[課税(非課税)証明書]※本人分も必要 (本人・父・母・祖父・祖母・兄・弟・姉・妹)		○			/	/
留学生在学	7	【本学様式】奨学金受給状況報告書 ※私費外国人留学生のみ	私費外国人留学生は必ず提出のこと				/	/
	8	年金振込通知書等の写	遺族年金・障害年金受給者は必ず提出 振込通知書には年間の支払回数を明記				/	/
該当者は提出	9	【本学様式】アルバイト等収入証明書	学生本人に実施予定(又は継続予定)のアルバイトがあり、年額104万円以上の収入が見込まれる場合のみ				/	/
	10	給与明細の写(最近3か月分) (本人・父・母・祖父・祖母・兄・弟・姉・妹)	令和7年1月以降に就職・転職した者はいずれかを提出				/	/
	10	年収見込証明書 (本人・父・母・祖父・祖母・兄・弟・姉・妹)	賞与の有無・見込も明記				/	/
	11	在学証明書	本人以外の高校生以上の就学者 令和8年7月～9月の日付で発行のもの(※令和8年9月入学者は授業料免除手引き参照のこと)				/	/
	12	雇用保険受給資格者証(第1～4面)の写	失業者				/	/
	13	【本学様式】無職・無収入証明書	12以外の無職の者(所得証明書により無職無収入(収入が0円)であることが確認できない場合のみ提出)				/	/
	14	生活保護受給証明書の写	生活保護受給世帯				/	/
	14	生活保護決定(変更)通知書の写					/	/
	15	該当する者一点を提出のこと。 身体障害者手帳の写、介護保険被保険者証(要介護3以上)の写等(※詳細は授業料免除手引き参照のこと)	障がい者のいる世帯				/	/
	16	要介護認定・要支援認定等結果通知書の写	「要介護認定」又は「要支援認定」を受けている者がいる場合 ※介護保険被保険者証の写を提出された場合、提出不要				/	/
該当者は提出	17	医師の診断書・治療計画書等	長期療養者(申請時現在、6か月以上療養中の者又は今後6か月以上の療養が必要と認められる者)				/	/
		死亡診断書又はそれを証明できる書類の写	入学前1年以内(在学生は令和8年4月以降)に学費負担者が死亡した場合				/	/
	18	罹災証明書の写					/	/
該当者は提出		災害を受けた住宅・家財等の損害の申告書	入学前1年以内(在学生は令和8年4月以降)に火災・地震・風水害等の被害を受けた場合				/	/
		保険金支払証明書、修繕費等の領収書の写					/	/
	19	【本学様式】独立生計者申立書	申請者本人が独立生計者の場合				/	/
その他		申請者本人が筆頭の健康保険被保険者証の写等の証明書類				/	/	
	20	【本学様式】生計を一にしない家族に関する申立書証明書類	生計が別であることを申立てたい家族がいる場合				/	/
その他		21 【本学様式】私費外国人留学生授業料免除推薦書	特別な事情がある場合(※授業料免除手引き参照)				/	/
							/	/

受付

担当

不足受付

担当

不足受付

担当

不足受付

担当

/

/

/

/

書類の提出日を記入してください。

該当する区分を○で囲んでください。

9月以降(入学後)の学年を記入してください。
(※在学生は10月時点)

9月以降(入学後)の所属を記入してください。
(※在学生は10月時点)

在学生及び学内進学者のみ記入してください。
※ 学外進学者は記入不要です。

申請者本人の氏名を記入してください。

9月以降(入学後)における申請者本人のアルバイトの状況について該当する方に○してください。
(※在学生は10月時点)

申請者本人の出身学校卒業・終了年月について、該当する方に○してください。その他の場合は、具体的な年月を記入してください。

提出する書類の「提出」欄に○を記入してください。

15